

公共サービスは協働で 来年度事業の市民提案募集

☎市民協働課 ☎70・5640

市民活動団体や事業者と行政がお互いの知恵と力を合わせて公共サービスを行う「市民提案型協働事業」の来年度の提案を募集します。

市民活動推進委員会委員や有識者、市職員で構成する審査委員会で、事業の採否を決定します。皆さんの意欲と行動力で、市民協働によるまちづくりを進めませんか。

■対象事業

市内に活動拠点がある2人以上の団体や事業者が行う公益的な事業で、行政との協働で地域課題の解決や事業成果を上げられるもの(事業例は下の表のとおり)。

■実施期間

来年4月1日～28年3月31日(複数年にわたる場合は毎年度の提案が必要)。

■提案方法

市民協働課、市民活動センターあやせ(中央公民館内)、各地区センター、南部ふれあい会館、寺尾いずみ会館、福祉会館にある応募の手引き(市ホームページからダウンロード可)を参照し、7月25日までにエントリーシートを同課へ直接。

■制度説明会・相談会

6月20日(金)18時～20時、21日(土)10時～12時、同課で開催します。

■市民協働事業の例

事業名	提案内容
地球の未来とエネルギー展	地球の未来とエネルギー展の開催
もったいないを親子で学ぼう	新聞バッグづくりとミニ環境講座
まちかどガーデンコンテスト	花や生け垣の写真の公募によるコンテスト
避難所HUG(ハグ)を活用した避難所運営研修会	自主防災組織向け避難所運営研修会の開催
80000人のキャンドルナイト	夏至に行うキャンドルナイトの開催
市民参加条例検討のための市民討議会	条例検討のための市民討議会の開催

市民活動の事業を応援します

きらめき補助金交付団体決定

☎市民協働課 ☎70・5640

今年度のきらめき補助金交付事業(市民活動応援補助金)が決定しました。同補助金は、ボランティアやNPOなどの市民活動を財政的に支援するもので、下の表のとおり9事業を採択しました。

は、主催団体が広報あやせなどで募集します。実施結果は、来年6月の事業報告会で発表する予定です。

事業報告会

6月28日(土)14時から、市役所3階315会議室

で、昨年度に同補助金の交付を受けた9団体が事業成果を発表します。報告するのは「綾瀬みんなでサッカーの会」「ライフスタイルを考える会」「松ヶ丘ナーサリーマつばつくり」「綾瀬写真協会」「Enanote」花の音「身近な相談会実行委員会」「あやせ第九の会」「綾瀬フォトクラブ」「綾南フォトクラブ」です。

市民が参加できる事業

市民が参加できる事業

■いぶき(活動を始めたばかりの団体が勇気を持って市民活動に取り組むための支援)

区分番号	事業名	団体名	費用総額(千円)	交付額(千円)
1	A Y Oホームステイ受け入れとコンサートの開催	A Y O綾瀬公演を成功させる会	2,041	100
2	あやせ 手作りマルシェ	チーム あやせ・手作りマルシェ	136	100
3	若い芽のコンサート	文化芸術育成プロジェクト	180	100

■はぐくみ(既に活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援)

区分番号	事業名	団体名	費用総額(千円))	交付額(千円)
1	身近な相談会	身近な相談会実行委員会	111	110
2	一般市民に対する写真撮影会・講習会・写真展示会と市・各種団体主催事業の撮影	綾瀬写真協会	281	200
3	オペラ「アマールと夜の訪問者」メノッティ作曲	綾瀬でオペラを!の会	900	200
4	エ Cubo ママフェスタ2014	ママ応援サロンecubo	222	200
5	パップミュージックプラス PAPmusic+あやせでショークワイヤ!歌とダンスでミュージカル曲を体感体験!	P A P music+	354	200
6	綾瀬みんなでサッカー教室	綾瀬みんなでサッカーの会	255.5	200

税軽減基準が変わりました

国民健康保険税

☎保険年金課 ☎70・5617

国民健康保険税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は次の①～③の合計です。

①国保医療費に充てる基礎課税額

②国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額

③40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

税制改正で、4月1日から課税限度額が表1のとおり引き上げられ、保険税軽減の基準が表2のとおり変更されました。保険税率などは変わりません。

年金から差し引き(特別徴収)対象世帯

65～74歳の国保被保険者のみで構成される世帯では、原則として世帯主の年金からの差し引きとなります。次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。

①国保の被保険者全員が65歳以上

②世帯主が国保に加入している

③年金給付額が年18万円以上

④介護保険料を年金から差し引かれている

⑤国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、金融機関で手続きしてください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

非自発的失業(離職者に対する軽減制度)

倒産や解雇など非自発的

失業(退職)した加入者で、次の①～③の全てに該当する場合は、軽減を受けることができます。高年齢受給資格者と特例受給資格者は対象外です。

①平成21年3月31日以降に失業

②失業時点で65歳未満

③雇用保険を受給し、特定受給資格者か特定理由離職者に該当(雇用保険受給資格者証の離職理由コードによる)

▼内容 前年の給与所得を100分の30とみなして所得割を算定▼期間 離職日の翌日～翌年度末(期間中に会社の健康保険に加入するなど、国保資格を喪失した場合は、軽減措置終了)▼雇用保険受給資格者証、印鑑を持参して同課へ直接

表1 保険税の税率・金額・限度額

区分	①基礎課税額	②後期高齢者支援金等課税額	③介護納付金課税額
所得割額	5.6%	1.95%	1.8%
均等割額	1万6800円/人	6800円/人	6000円/人
平等割額	1万9200円/世帯	7200円/世帯	6000円/世帯
限度額	51万円(昨年度と同額)	16万円(昨年度は14万円)	14万円(昨年度は12万円)

※限度額以外の税率(額)は昨年度から変更なし

表2 保険税軽減の基準と割合(改定後)

基準	割合
世帯主と被保険者(特定同一世帯所属者含む)の合計所得が33万円以下	7割
世帯主と被保険者の合計所得がA以下 A=24.5万円×(世帯に属する被保険者数(注1))+世帯主以外の特定同一世帯所属者数]+33万円 ※(注1)改定前は「世帯主以外の被保険者数」	5割
世帯主と被保険者の合計所得がB以下 B=45万円(注2)×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数)+33万円 ※(注2)改定前は「35万円」	2割

※世帯主は被保険者でない「みなし世帯主」を含む

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度の被保険者になり、その後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のこと